

【受講者募集】

車両系林業機械運転業務従事者に対する安全衛生特別教育― 講師養成研修 ―

林業現場の「安全」を支える講師を養成します！

林業現場で使用される車両系木材伐出機械等の運転業務は、労働安全衛生法に基づく特別教育の対象となっています。

本研修では、特別教育の講師として必要な知識・最新の法令・安全作業のポイントを体系的に学び、林業現場の安全を担う講師を養成します。

● これから特別教育の講師として期待される方

貴団体の会員、貴社の職員・社員などで今後、車両系林業機械の安全衛生特別教育の講師として活躍が期待される方

● 現在、特別教育の講師として活動されている方

林業機械や労働災害に関する新しい知識を確認・習得し、今後の講師活動に役立てたい方

皆様の積極的なご参加をお待ちしています！

★ 今回の研修のポイント ★

①「教本【改訂版】」を新たに使用！

2014年の発行以来、初めて大幅な見直しを行った「車両系木材伐出機械等運転者教本【改訂版】」を今回の研修から使用します。

②「講師向けマニュアル」を活用！

令和7年度「林業・木材産業全国作業安全運動促進事業」(林野庁補助事業)で作成された、特別教育講師の育成支援のための「講師向けマニュアル」を活用します。

③ 労働安全衛生法の改正内容を分かりやすく解説！

令和 7 年の労働安全衛生法改正内容について、講義の中でポイントを押さえて分かりやすく解説します。

④ クイズや事例を取り入れた「アクティブラーニング型」の講義！

一方的に話を聞くだけの講義ではなく、クイズや事例検討などを取り入れ、受講者自身が考え、参加しながら学ぶ講義を行います。

■ 開催概要

項目	内容
開催日時	令和 9 年(2027 年)2 月 2 日(火) 9:30～17:30
会 場	林野会館 東京都文京区大塚 3-28-7
アクセス	東京メトロ丸ノ内線「茗荷谷駅」から徒歩約 7 分
募集人数	120 名(先着順) ※最低実施人数:50 名
受講料	44,000 円/1 名(教材費・修了証・修了証明カード・消費税込み)
研修講師	林野庁担当官、機械メーカー等の技術者ほか

■ 受講資格

特別教育の科目について知識及び経験を有し、今後、講師として活動する意欲のある方で、次の①～③のいずれかに該当する方。

- ① 伐木等機械、走行集材機械、簡易架線集材装置等の 3 区分のうち、1 区分以上の車両系木材伐出機械等の実技経験を 3 年以上有する方
- ② 林業機械の開発・研究、普及・教育等の業務経験を 3 年以上有する方
- ③ 林業機械化協会等が実施した講師養成研修の修了者

■ 主なカリキュラム

- ・ 車両系木材伐出機械等による安全作業
- ・ 伐木等機械(ハーベスタ等)の知識・構造・関係法令
- ・ 走行集材機械(フォワーダ等)の知識・構造・関係法令
- ・ 架線集材機械(スイングヤーダ等)と簡易架線集材装置の知識・構造・関係法令

【使用教材】

「車両系木材伐出機械等運転者教本【改訂版】」

「講師向けマニュアル」(令和 7 年度作成)

その他研修資料

■ 修了証

研修修了者には、林業機械化協会会長名の修了証及び修了証明カードを交付します。

※既に修了証を取得されている方には、今回新たな番号を付与して発行します。

★ お申し込みはこちら ★

定員 120 名・先着順！

定員に達し次第、締め切ります。

参加をご希望の方は、お早めにお申し込みください。

▼ 下記 URL または二次元コードからお申し込みください ▼

[お申し込みフォーム](https://forms.gle/sC9oKiZJMQKN4XVu6)

<https://forms.gle/sC9oKiZJMQKN4XVu6>



お問い合わせ

一般社団法人 林業機械化協会

E-mail: koushiyousei@rinkikyo.or.jp

TEL: 03-5840-6217

担当: 石井・和佐・寺澤